

2024年12月から法令が変わりました



2024年12月以降、iDeCoの拠出限度額が変更され、55,000円からDB掛金相当額と企業型DC掛金額を差し引いた金額まで(上限2万円まで)拠出できるようになりました。

※DB掛金相当額、企業型DC掛金額の水準により、iDeCo 拠出額が減少・停止となる場合があります。

日生協企業年金基金のDB掛金相当額は以下のとおりとなります。

加入している制度	2025年4月1日以降のDB掛金相当額	2025年3月31日までのDB掛金相当額
第1制度加入者	4,000円	4,000円
第1、第2制度の両制度加入者	18,000円	19,000円

当基金の制度のみ加入者がiDeCoに加入する(している)場合

第1制度加入者は、 $55,000円 - 4,000円 = \underline{51,000円}$

第1、第2制度の両制度加入者は、 $55,000円 - 18,000円 = \underline{37,000円}$

となるため、**法定限度の20,000円がiDeCoの掛金限度額となります。**

※なお、他のDB制度、企業型DC制度に加入している場合は、各々の掛金(相当)額を含めて計算する必要があります。詳しくは、所属している生協または制度を運営している信託銀行、生命保険会社等にお問い合わせをお願いします。

※ 基金のDB掛金相当額は5年に一度実施する基金財政再計算の際に算定し直すことになっています。今回ご案内する金額は2030年3月末までの適用となります。